

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

県内山間部や知多半島の一部でも過疎化が見られる中、阿久比町の人口は、民間事業者による大規模な宅地開発もあって、若い世代が家を新築し、増加した。

それに伴って、生産労働人口の増加が見られるが、全国的に押し寄せる高齢化の波は阿久比町も例外でなく、高齢者が増加しているために、生産労働人口が増加しても、人口比率に占める割合は伸びていない。

阿久比町としては、生産労働人口の大幅な増加を期待しているものの、高齢化率を鈍化させたに留まり、期待した状況になっていない。

また、現状では、町全体で見ると比較的若いまちといえるが高齢化の進んでいる地区もあり、空き家も見られるようになったので、宅地開発された地区も、15年後くらいには同様になると想定されている。

総人口の将来予測については、令和12（2030）年までは増加で推移するが、その後減少に転じると推計されている。

阿久比町は古くから農業が栄んな地で“米どころ”として知られ、町外各地でも食されているおいしい米を産んできた所である。

工業においては、知多木綿と称される上質な織物を産んできた地で、未だ幾つかの工場が点在し、昭和前期の名残が見受けられるような工業が根付いている地でもある。

また、知多半島を縦断する知多半島道路（自動車専用道路）と、知多半島と三河地方の架け橋となっている衣浦大橋を通して、西知多産業道路（自動車専用道路）と三河を結ぶように知多半島を横断する県道46号西尾知多線が交差しているので、尾張地区南部では運送業の要所となっており、その地の利を生かして近年、製造業とサービス業も発達している。

町内全域に渡り、それらの産業がバランス良く発展しているものの、少子高齢化からくる後継者不足、人手不足という喫緊の課題に直面している。

また、中小企業者の状況としては上記の課題に加えて、設備の老朽化が進み、生産性の低下が懸念されることから、町内の中小企業者に対して先端設備等の導入を促進し、労働者に負担を強いることなく生産力を上げ、今後の発展を望みたいと考える。

現在抱えている課題を放置すると、町内の産業基盤が損なわれ、今後の阿久比町の発展に重大な影響を及ぼす可能性があるため、人手不足を解消して、後継者が引き継ぎたいと思えるような仕事になるよう支援する施策を展開したい。

(2) 目標

阿久比町は中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入促進を支援する。

それにより、設備投資が活発な自治体となり、地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、本町の先端設備等導入計画の目標認定件数は、5件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

阿久比町の産業は、稲作を中心として地域に根差している農業、造成した工業団地や、古くから町内に立地する製造業、大型ショッピングセンターや既存の商店等のサービス業まで幅広く、よって第一次産業・第二次産業・第

三次産業がバランス良く発展し、阿久比町の経済・雇用を支えているため、これらの業種で万遍なく支援をし、全体的な底上げを図ることが事業者の生産性向上させる得策と考える。

従って、多くの企業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないことから、太陽光発電に関する設備については、町内の工場や事業所の敷地内に設置し、その発電電力を売電目的ではなく自社で利用し、事業の生産性向上が認められるものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

阿久比町の産業は、農業・製造業・サービス業等が、駅周辺、宅地の多いエリア、丘陵部と町内の広範囲に立地して、阿久比町の経済、雇用を支えているため、これらの業種が効率的に効果を得られるよう、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

阿久比町の産業は、農業・製造業・サービス業等多岐に渡り、多様な業種が町内経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多種多様である。

従って本計画では、事業者が実施する事業において、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を、幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

阿久比町の導入促進基本計画の計画期間は、この計画を国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画期間は、3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

本計画は、雇用の安定と、経済・産業の発展の相乗効果を狙うものであることから、人員削減をして効率化を図ろうとする先端設備等導入計画については、認定の対象としない。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、阿久比町に対する税金その他の債務の滞納が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととし、認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。